

羽島市都市計画公聴会規則

平成7年9月22日

規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条の規定により、市長が開催する羽島市都市計画公聴会(以下「公聴会」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公聴会の開催)

第2条 市長は、市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画その他の都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。

(公告)

第3条 市長は、公聴会を開催しようとするときは、開催期日の2週間前までに次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 公聴会の開催日時及び場所
- (2) 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案(以下「都市計画案」という。)の概要
- (3) 次条に規定する公述の申出の方法及び提出期日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項

2 前項の公告は、羽島市広報に掲載するほか、羽島市公告式条例(昭和29年羽島市条例第1号)に定める場所に掲示して行う。

(公述の申出)

第4条 都市計画区域の住民又は都市計画案に係る利害関係を有する者で、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、市長が定める期日までに公述申出書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(公述人の選定等)

第5条 市長は、前条の規定による公述申出書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)を選定するものとする。この場合において市長は、公聴会の運営上必要があると認めるときは、あらかじめ公述時間を制限することができる。

2 市長は、前項の規定により公述人を選定し、又は公述時間を制限したときは、公述人

決定通知書(別記第2号様式)によりその旨を本人に通知しなければならない。

- 3 市長は、前条の規定による公述申出書を提出した者で、公述人に選定されなかった者に対しては、その理由を告げなければならない。

(公聴会の議長)

第6条 公聴会の議長は、羽島市職員のうちから、市長が指名する。

- 2 議長は、公聴会を主宰する。

(公述人の陳述)

第7条 公述人の陳述は、当該都市計画案の範囲を超えてはならない。

- 2 議長は、公述人の陳述が前項の範囲を超えたとき又は公述人に不穏当な言動があったときは、その陳述を制止し、又は退場を命ずることができる。

(代理人等)

第8条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができない。ただし、議長が特に許可した場合は、この限りでない。

(公述人に対する質疑)

第9条 議長は、公述人に対して質疑することができる。

(公聴会の秩序維持)

第10条 公聴会において、何人も議長の指示に従わなければならない。

- 2 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(記録の作成)

第11条 市長は、公聴会の記録を作成しなければならない。

2 前項の記録には、次に掲げる事項を記載し、議長が署名押印しなければならない。

- (1) 都市計画案の内容
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の住所、氏名、職業及び年齢
- (4) 公述人の陳述の要旨
- (5) その他公聴会の経過に関する事項

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、公聴会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 19 日規則第 37 号)

この規則は、平成 22 年 11 月 19 日から施行する。

別記第 1 号様式(第 4 条関係)

年 月 日

(あて先)
羽島市長

〒
公述申出人 住 所
ふりがな
氏 名
電 話 ()
生年月日 年 月 日生
年 齡 歳
職 業

公 述 申 出 書

年 月 日付けで羽島市広報に掲載された羽島市都市計画の案について、
次のとおり意見を述べたいので申し出ます。

記

1 . 意見の要旨及びその理由

2 . 都市計画案との利害関係の内容

(都市計画区域に住居を有していない方のみ記載してください。)

第2号様式(第5条関係)

第 年 月 日
号

様

羽島市長

公 述 人 決 定 通 知 書

あなたを羽島都市計画 に関する公聴会の公述人に決定しましたので、下記により公述されるようお願いします。

記

1 日 時 年 月 日
時 分

2 場 所

3 その他